

特定非営利活動法人 豊見城市体育協会 利益相反防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人豊見城市体育協会（以下「本体育協会」という。）の役職員の「利益相反に該当する事項」について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本体育協会の役職員に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

(1) 利益相反（状態）

本体育協会の役職員が、事業目的に即した職務に従事する場合のうち、自己または第三者に利益（金銭・地位・利権など利益の種類を問わない）をもたらす可能性がある状態をいう。

(2) 利益相反行為

利益相反状態において、当法人の役職員が自己又は第三者の利益を図り、もって本体育協会の資金分配の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとする。また、その行為の種類を問わない。

(3) 利益相反情報

本体育協会の役職員等につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで個人情報を含むものとする。

(禁止事項)

第4条 役職員は、業務を行うにあたり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。

2 役職員は、業務を行うにあたり、理事、職員、本体育協会のその他関係者等に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。

3 利益相反の防止を目的として、本体育協会から助成をうける団体及び業務を行う団体の理事、職員、その他意思決定へ関与する者の本体育協会への関与を禁ずる。

4 役職員は、その他の利益相反行為を禁ずる。

(自己申告)

第5条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長へ書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、本体育協会と役職員との利益が相反する可能性がある場合に関しても前項同様とする。

3 役職員は、原則として、各号に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によ

りかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

(1) 本体育協会が行う助成事業等の申請団体又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。

(2) 本体育協会が行う助成事業等の申請団体又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員から金銭、物品又は不動産の贈与（餞別、祝儀、香典または供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。

(3) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から金銭の貸付け、供応接待、その他これらに類するものを受けること。

4 事務局長が、前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、理事長に対して行うものとする。また、同条に規定する申告を受けた事務局長は、理事長に対し報告するものとする。

(申告後の対応)

第6条 前条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、理事長と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、本体育協会との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

2 前項に関わらず、前条第4項に規定する場合、申告を受けた理事長は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めることができる。

(申告内容及び申告書面の管理)

第7条 第5条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は事務局にて管理するものとする。

(改 廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。